

しょう。今、具体的にここでやっているところのリサイクル条例というのは、例えば西多摩衛生組合が足並をそろえなければいけないという筋のものではないでしょう。そこはちょっと理解の仕方をもう一回伺いたいと思っています。

つまり、今の西多摩衛生組合というのは、御承知のとおり三市一町の形でごみを焼却しているわけですが、けれども、しかし、ここの中にきている、例えばリサイクル条例の非常に重要なところは、例えばごみの発生源の自主規制の問題であるとか、それから例えば市長に回収命令権があるかどうかということの問題であるとか、それからそれぞれの特色はあるわけですよ。そのところは別に、右を見て左を見て、青梅市がやったから、それから羽村市はまだかいなという筋のものではなからうというふうに思うんです。そこはどういうふうに理解しているか、ちょっと担当の方へどういうことを考えているかということをごひ伺っておきたいと思ひますし、具体的に例えば田無の例はよく新聞に出てますけれども、実際にはここは清掃条例で一本化しちゃったんですよ。こちら辺に田無その他の資料という、僕も一緒にやっている友人や仲間の議員が多いものですから、いろんな取り寄せて資料を見たら、なかなか田無は頑張ったのだけれども、頑張ったより先に行政が頑張ったのですよね。その上からいうと、僕は割と田無、保谷というのは、それからいえばゴミの先進市というところだったんだなという気がしてゐるんですけども、いずれにしても、中身的には国の方、あるいは東京都の条例に基づいて、いずれにしても、我が市におきましては、中身的には国の条例に基づいて、いずれにしても、我が市にのこのころの考え方をもう一回ちゃんと伺っておかないと、何となくでは青梅の方はやはり福生を眺めてですね、なんていうふうになるかどうかかわからないでしょう。だから僕は西多摩衛生組合のことではないと思うので、そのところの答弁では大変に困ると思ひますので、そこはもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、不燃ごみの分別化のところ、僕はちょっとやはりこの間心配しているのは、結局僕の町内の例を言いましたよね。二日間にわたってこの日はプラスチックの籠で集めている、次の日は不燃ごみであると。実際には同じところに行くわけでしょう。それで例えば、そこはまさか二つの不燃物のところ

混ざったりしませんよね。つまり、今、具体的に市民の皆さんにお願いしている分け方で、一番いいのはつまりその形が資源として生きるという形が今のところねらっている線ですよ。実際にはではごみの、リサイクルセンターの現場ではどうなのか、そこはつまり、これは市民の方に問題があるわけで、きちんとした形で分けなければどこに行ってももう一遍分け直しをしなければいけないということになっちゃうわけですよ。それからいえば、さらに市民の皆さんにアピールをして、我々も協力をして、そういうことのないような形にしなければいけないんですが、現実にも、リサイクルセンターの中で分別して持って行って、籠で持って行ったものはどのような形で処理されていますか。そのことが一つ。

それからもう一つは、市長の方からせうかく、リサイクルセンターについては、やはりあそここのリサイクルセンターというのは相当劣悪な条件というのはみんな御承知なわけで、それは僕の友人に検査の技師がいるんです。あちらこちらの清掃工場の煙なんかの検査をする技師さんだけれども、やはり相当あきれましたね、うちのリサイクルセンターの設備の、条件の劣悪さというんですか、働く人たちの条件の劣悪さということとは相当あきれてゐるんですが、今の具体的なところからいうと、例えば今の実施計画なんかを見て、あるいは今これから私たちが市民として取り組んでいくような形でリサイクルのことを考えた上で、本当にリサイクルセンターの整備が必要だとすればやはり早急な整備が必要ではないかと思うんですが、ここは市長さん、どれぐらいの期間で今のリサイクルセンターについてはきちんとした形で考えるのかと、建て直しをするのかと、より効率的なリサイクルを考えるようなリサイクルセンター、中間処理を考えるのかというところについて、どうも具体的にどれぐらいの日程というのが出てこないものから、そうしますと、実施計画、三年ローリングで考えていっても、ここでも来年出てきても三年後かなという気もするんですけども、どれぐらいの目安で考えていくのかということについて、リサイクルセンターについては伺っておきたいというふうに思います。

それから、最後に五日制のことですが、今、学校教育次長の方から説明を聞いて大体わかりましたけれども、ぜひこれからのことですので、検討をよろしく願ひたいと思ひますが、今の児童館の拡充とい

うところで、学童その他について伺ったのは、先ほどの質問のときもそうなんです。例えば児童館と学童というのは、言ってみれば厚生省からきて福祉の担当で、しかし、ほかの地域教育会館とか、学校開放の問題というのは教育の問題なもので、例えばこの広報ふっさに出てくるのは、結局教育関係のことしか出てこなかったんですね。実際にはじゃ学童どうなのかしらとか、五日制になって児童館はどうなのかしらと思うのは、別にこの行政の枠取りとは関係なく市民の皆さんは考えるわけで、そういった形での対応の仕方をぜひこれからお願いをしていきたいと思えますし、どうしてもこうならざるを得ないのかも知れないのですが、そこはぜひ市長さんを先頭に、学校五日制の中のどうやって市民であるところの児童や生徒たちに対応するかというのを考えていただきたいと思います。

それから、学童は土曜日も今までどおりという形ですよね。午前中やっているわけではないでしょう。やっているんですか。そういうことを最終的に伺っておきたいというふうに思います。

○市長（石川彌八郎君） 確かにおっしゃるとおりリサイクルセンターは老朽化いたしました。非常に環境もよろしくないと思っております。いつやるというふうなことは具体的にはまだ決めておりませんが、しかし、早速にも検討しなければというふうに思っているところでございますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

○市民部長（岩崎好亮君） 条例のことで、制定につきまして西多摩衛生組合の傘下のことをちょっと申し上げましたんですけれども、これはちょっと大変舌足らずのことがございまして、いわゆる減量だとか分別だとか、こういうようなやり方につきましては福生市独自で制定しなければならぬというふうに思っております。ただ、西多摩衛生組合の構成団体で調整したいと言いますのは、あそこで取り扱っている手数料なんかも条例になりますので、それはそのところの傘下の構成団体と話し合って決めたいというようなつもりがありましたものですから、そういうふうに申し上げまして、先ほど申し上げましたように、考え方自身は、分別、減量、再生だとかというのは私どもで考えていきたいというふうに思っているわけでございます。

それから次に、ビン、缶の回収のことでございますが、確かに御指摘のように、まだ不燃物の中にもビ

ン、缶は出ておりまして、それはリサイクルセンターの中でやはり手で分けているというのが現況でございます。

それから、缶もいわゆるアルミ缶と鉄の缶がございまして、それを今のリサイクルセンターではコンベヤーの中に入れて、それから自選機といえますか、鉄は鉄、アルミはアルミというような工程をかけなければいけない、分類ができませんものですから、その分類の過程の中では不燃物の中から出てきたビン、あるいは缶と同じ工程を通るということで、どちらかといえますとせっかく集めていただいたものが、不燃物の中にまだビンや缶がございしますので、それと一緒にしてしまうというように、今のところその辺の徹底がもう少しうまくいけばもっと資源化できるのではないかというふうには思っております。したがって、市民の方にも不燃物と資源の日に出すビン、缶等はできるだけ分けていただいて、ビンは資源の日に出していただいて、不燃物の回収のときには先ほど申し上げましたせと物のかけらだとか、そういうものを出していただくと非常に都合がいいかと思っておりますが、その辺につきましては今後さらにPRをして、徹底をしていって、より効率的な資源回収ができるように努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○福祉部長（石川和夫君） 先ほど御答弁で説明不足で大変失礼しました。

学童保育につきましては、午後から従来どおりというように考えで答弁したわけでございまして、十二時から五時までという形をとらせていただいているということでございます。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） それでは、要望だけしておきます。

今残りしました二つのこと、一つはごみ、清掃に関する条例のこと、今やりとりした限りではあまり今度の法律からきて、都条例からそれぞれ各自自治体で考えるべき、リサイクル条例制定についてあまり担当からの熱意がちょっと感じられないという感じがしているんですね。そんなうなづかれても困るんですけれども、それは要するに、今必要なのは本当にそのリサイクル都市を目指せるかどうかということで、僕は割とその意味からいうと東京都は頑張ったと思うんですよ。それを受けて各自自治体を受ける態度がなければ、やはりこれは直接請求するしかないというふうな気が非常にしますよね。

やはりそれは直接請求というのは、一つの政治の参加の形態ですから、大変大事なものだと思えますし、有権者の五十分の一で請求ができるということからいえば、条例を市民の力でつくるということは大変大事なんですけれども、むしろそういった市民の要求や要望や、むしろ言ってみれば社会的な要求や要望に對してやはりビビットに對応できるような形で地方自治体が望ましいと思っているわけです。それから例えば、今回のやりとりのの中では、むしろ行政の側の大変な勉強不足や認識不足や、あるいは用意の不足や周辺を見渡す力のなさというのをしみじみ感じているわけで、これについてはやはりきちんとした対応を早急に出すということを要望しておきたいというふうに思っています。

それから、不燃物のところの、特にリサイクルセンタ―の建て替えにつきましては、やはりどういうふうに客觀的に見ましても、このところで二度ほど続けて見学というような形、生協の人たちとも行ったりしたことがあるんですけども、やはり今の私たちが目指しているようなリサイクル型の都市としてはやはりまだまだであるというか、むしろ大変に不足をしているのが今のセンタ―だと思ふんです。それはだれの意見でも同じだと思うのです。ですから、市長のおっしゃるような早急な検討をして、次の実施計画にでも出てきてほしいということを要望しておきたいと思っています。

それから、週五日制の問題につきましてはまだまだこれから、今週の週末にやっと始まって、恐らくは将来的にはずっと週休五日という形にいくための途中の試行の問題だろうというふうに思いますけれども、そういった中で各自治体がやはりが受け止めて、やるだけのことを努力していくということをお願いをして要望しておきたいと思ひます。

以上、終わります。

○議長（赤星人君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（赤星人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は九月十一日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

平成4年9月10日

本会議資料

福生市中学校給食について（協議結果）

福生市教育委員会は、平成3年3月28日付けで、福生市中学校給食審議会から「中学校給食の是非について」の答申を受け、約1年余りにわたり中学校給食について協議を重ねてきた。

その結果、次のような結論に至った。

戦後の混乱期から復興した我が国の経済も、昭和30年代後半から次第に上昇し、昭和40年代には高度経済成長時代の到来をもたらし、国民の所得水準が向上し、生活様式も多様化するなど、社会環境は大きく変化した。

学校給食については食糧難の時代を背景に子供の栄養補給の観点から緊急の課題となり、昭和29年に学校給食法が制定された。しかし、飽食の時代となっいま、給食の内容も量から質へと移行する一方、物の豊かさによる影響もあって、子供達の食事の好みも多様化し、画一的な給食を実施することは困難となっている。

このことは、小学校における給食の残菜が多量に発生する実態を見ても理解できる。子供一人ひとりの偏食の是正、食事のマナー、しつけなど、学校給食が目標にしている食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身につけることは、基本的には家庭の役割であ

2 相当な公費を投入しなければならない給食が、中学校生活の過密さを助長しないように、あらゆる面から配慮をすべきと考える。

3 中学生の段階では、必ずしも親や教師の指示に従うとは限らない。よって、給食指導に時間を要し、授業時間や休憩時間に支障をきたすようなことがあってはならない。

4 今日のように美食に馴れ親しんできていることもあって、生徒達の好みの主張は非常に強いと考えられる。

5 福生市中学校給食審議会が実施したアンケートの結果によれば、完全給食実施の際、最も直接的な現場の当事者である中学校教職員の約9割がその実施に反対であることは、今後の大きな課題である。

り、責任でもある。

また、学校給食を学校教育全体の視野から促えた場合、現行の教育課程では、さまざまな教育活動が編成されているため、給食の準備や後片付けで昼休みの自由時間が奪われてしまうなど、学校給食が果す教育効果を期待することが出来ないばかりか、ただ単に食べるだけの給食になってしまい、教育活動としての使命を果すことも困難となってきた。

福生市中学校給食審議会は「自校直営方式による完全給食を実施することが望ましい」と答申書に示しているが、福生市における現況の学校施設、設備等では、これを満たす環境条件に乏しいといわざるを得ない。

今後、効果的な中学校給食の実現を目指すためには、更に、長期的な展望に立ち、検討、研究を行うことが望ましい。

なお、多くの生徒たちのなかには、やむを得ぬ家庭の事情により弁当を持参できない者もいるので、当面の施策として対応策を考える必要がある。

『中学校給食についての考え方の骨子』

1 将来を展望し、充実した、しかもゆとりのある中学校教育を図り、理想的な給食設計の実現を目指す。

第二日目

第三回福生市議会定例会会議録（第十四号）

平成四年九月十一日福生市議会会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	大野悦子君	二番	田村正秋君	三番	山下進君
四番	吉沢嘉翁君	五番	野口秀世君	六番	浜中輝夫君
七番	須金亮次君	八番	佐藤慶二君	九番	林田武君
十番	在原博君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	小野沢久君	十五番	村野和一郎君
十六番	齋藤巽君	十七番	井上寅吉君	十八番	上野重勝君
十九番	堀川實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	赤星行人君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事事務局職員は次のとおりである。

議会議事事務局 局長 古谷 正夫君 議事係長 島田 幸治君 主 事 大内 博之君

臨時速記 杉田 愛子君
事務補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 助 役 浅見 裕康君 収 入 役 内田 和雄君

教育 長 来住野 和也君 市長公室長 坂本 昭君 企画財政部長 野沢 久人君

総務部長 森田 進君 市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君

建設部長 佐藤 喜一郎君 都市整備 長 関口 清君 学校教育 長 矢崎 茂夫君

社会教育 長 小野 光朗君 監査委員 町田 光輝君 委員 川辺 登茂次君
事務局 長

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成四年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月十一日（金）午前十時

日程第一 議案第七十八号 福生市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第七十九号 西多摩農業共済事務組合規約の一部改正について

日程第三 議案第八十号 平成四年度福生市一般会計補正予算（第二号）

日程第四 議案第八十一号 平成四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第五 議案第八十二号 平成四年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第八十三号 平成三年度福生市一般会計決算認定について

日程第七 議案第八十四号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第八 議案第八十五号 平成三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

日程第九 議案第八十六号 平成三年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第十 議案第八十七号 平成三年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第十一 議案第八十八号 福生市立福生第四小学校講堂除湿温度保持工事請負契約

日程第十二 陳情第四—十号 「〇」形の印影を押印と認めることを求める陳情書

日程第十三 陳情第四—十一号 「義歯保険点数の改善を求める意見書」採択の陳情書

日程第十四 陳情第四—十二号 福生市から無年金者をなくし安心して老後の生活ができるために国に

日程第十五 陳情第四—十三号 「現況届」などの市による一括発送扱いの陳情書

日程第十六 陳情第四—十四号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担

制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情書

日程第十七 陳情第四—十五号

日程第十八 陳情第四—十六号

日程第十九 陳情第四—十七号

日程第二十 陳情第四—十八号

日程第二十一 陳情第四—十九号

日程第二十一 陳情第四—十九号

「義務教育国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書
朝・日国交正常化促進を求める意見書提出に関する陳情書
「保険でよい入れ歯」の意見書を求める陳情書
日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情書
日朝国交交渉に原則外交を求める意見書提出に関する陳情書

日程第二十 陳情第四—十八号

日程第十九 陳情第四—十七号

日程第十八 陳情第四—十六号

日程第十七 陳情第四—十五号

日程第十六 陳情第四—十四号

日程第十五 陳情第四—十三号

日程第十四 陳情第四—十二号

日程第十三 陳情第四—十一号

日程第十二 陳情第四—十号

日程第十一 陳情第四—九号

日程第十 陳情第四—八号

日程第九 陳情第四—七号

日程第八 陳情第四—六号

日程第七 陳情第四—五号

日程第六 陳情第四—四号

日程第五 陳情第四—三号

日程第四 陳情第四—二号

日程第三 陳情第四—一号

日程第二 陳情第四—零号

日程第一 陳情第四—負号

午前十時 開議

○議長（赤星人君） ただいまから平成四年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（赤星人君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、陳情書の受理について（陳情第四—十六号、陳情第四—十七号、陳情第四—十八号、陳情第四—十九号）（別添参照）

二、事務報告書の正誤について（別添参照）

○議長（赤星人君） 以上で報告は終わりました。

○議長（赤星人君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 齋藤 巽君登壇）

○議会運営委員長（齋藤 巽君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告を申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに陳情四件が提出されておりますので、議案等につきましては、昨日残りしました順に編成をし、最後に新たに提出されました陳情書を組んでおります。なお、新たに提出されました陳情書の取り扱いにつきましては、別紙付託表のとおり所管の委員会に付託することにしております。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（赤星人君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますのでよろしく願いをいたします。

日程第一、議案第七十八号、福生市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十八号 福生市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本条例の提案理由でございますが、第一点は既設の自転車駐車場の位置に誤りが発見されましたので、大変恐縮でございますが訂正することと、第二点は新しくJR五日市線熊川駅東側に自転車駐車場を設置いたしましたので、これを追加しようとするものでございます。

次に、内容でございますが、本条例別表中、拜島駅北口自転車駐車場の地番について「福生市大字熊川一三九番地一」を「福生市大字熊川一、三九八番地一」に改正をし、新しく駐車場の名称として「熊川駅東自転車駐車場」及び位置として「福生市大字熊川七九八番地四」を加えようとするものでございます。次に、附則でございますが、平成四年十月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大麥雜駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第七十八号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、総務委員会に付託することに決
定いたしました。

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（赤星行人君） 日程第二、議案第七十九号、西多摩農業共済事務組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 岩崎好亮君登壇)

○市民部長（岩崎好亮君）　御指名をいただきましたので、議案第七十九号、西多摩農業共済事務組合規約の一部を改正する規約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、西多摩農業共済事務組合の事務所の移転に伴い、地方自治法第二百八十六條第二項の規定により、本規約の一部改正を御提案申し上げます。

改正の内容でございますが、西多摩農業共済事務組合規約の第四条中「東京都青梅市東青梅一丁目一番地の一、青梅市役所内」を「東京都青梅市東青梅一丁目七番地の七」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は届け出の日から施行し、平成四年七月一日から適用するものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第七十九号について採決いたします。